

大分大学医学部国際交流委員会細則

平成21年2月9日制定
平成21年医学部細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号)第7条の規定により、大分大学医学部国際交流委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、医学部における次に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の教育・研究機関との間の学術交流に関すること。
- (2) 外国の大学等との間の学生の交流に関すること。
- (3) その他国際交流に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長(入試・社会貢献担当)
- (2) 医学科の教授 5人
- (3) 看護学科の教授 1人
- (4) 先進医療科学科の教授 1人
- (5) 医学・病院事務部長
- (6) その他学部長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項に規定する委員のうちから医学部長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会に各地域等における具体的な事項に対応するため、小委員会を置く。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年2月9日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第2号、第3号及び第5号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部国際交流委員会規程（平成16年医学部規程第1-13号）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部細則第1-1号）

この細則は、平成25年11月6日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第1-5号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。